

## 令和2年度 白井市監査計画

### 1 基本方針

令和2年度の監査等の実施に当たっては、事務の正確性や合规性はもとより、最少の経費で最大の効果を上げているかといった経済性、効率性、有効性の観点を重視するものとする。

また、監査等の実効性を確保するため、過年度の監査等における指摘事項についての改善状況の確認にも留意する。

### 2 実施予定の監査等の種類及び対象

#### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを重点に監査を実施する。

この場合において、特に財務に関する事務の執行については、事務書類の正確性等について審査する。

監査は、全部課等を対象として、おおむね2年間で一巡するものとする。

#### (2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が財政的援助を与えている団体の中から監査する団体を設定し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、所管部課等が当該団体に対して、指導助言及び財政状況の確認を適切に行っているかを重点に監査を実施する。

#### (3) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

平成31年度の決算を対象として、関係諸表の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを重点に審査を実施する。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査

決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行及び財産管理の状況について、適正に執行されたかを審査する。

イ 公営企業会計決算審査

決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、経営活動及び財政状況について審査する。

(4) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数が、適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿い、適正かつ効率的に行われているかを重点に審査を実施する。

(5) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正に行われているか、それらの算定の基礎となる書類が、適正に作成されているかを重点に審査を実施する。

(6) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の現金の出納等について、計数が適正なものとなっているか、証拠書類も含めて検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを重点に検査を実施する。

この場合において、監査委員は、会計管理者に対し一般会計及び各特別会計についての検査を実施する。また、公営企業担当部課長に対し、水道事業会計及び下水道事業会計についての検査を実施するものとし、その対象月は、5月、7月、10月及び1月とする。

検査は、原則毎月20日と定めて実施するものとし、検査を実施する前に事務局職員は監査委員に対して、予備監査の結果について報告するものとする。

なお、検査の一環として、原則6月に各会計の現金検査（つり銭資金及び前渡資金）を実施する。

### 3 監査等の種類別実施予定時期

監査等の種類別実施予定時期、対象部課等は、別表のとおりとする。

### 4 監査等の実施体制

監査等の実施体制は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員監査は、監査委員が行う説明聴取等を実施する監査とする。
- (2) 予備監査は、監査委員監査を実施する前に事務局職員が行う監査とする。
- (3) 実地検査は、事務局職員による実地の検査とする。
- (4) 書面審査は、事務局職員による書面の審査とする。

### 5 その他

本計画に定める各監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、その都度監査委員が協議し実施する。